
2038. 船積コンテナ情報照会

業務コード	内 容
I C I	船積コンテナ情報照会

1. 業務概要

船積みする本船単位に輸出コンテナの情報を照会する。

種別	照会名称	概要
A	コンテナ情報	当該本船に係るコンテナ情報を照会する。
B	船積可能コンテナ一覧情報	当該本船に係るコンテナ情報を照会し、当該コンテナ番号に対して、船積み可能であるかを識別で照会する。
C	船積管理情報	当該本船に係る船積管理情報を照会する。
D	積載船舶差異情報	当該本船に係るコンテナ情報を照会し、当該コンテナ番号に係る貨物情報の積載予定船舶コードが、当該コンテナの積載予定船舶コードと異なるかを識別で照会する。

2. 入力者

税関、船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC、輸出入者

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 船積管理DBチェック

船積管理情報照会（照会種別コード：「C」）の場合は、入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号に対する船積管理DBが存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、出力情報出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) コンテナ番号抽出処理

船積管理情報照会（照会種別コード：「C」）以外の場合は、以下の条件に該当するコンテナ番号をコンテナ情報DBより抽出する。

(A) 共通条件

(a) 以下のいずれかの条件に該当するコンテナである。

①「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務、「コンテナ情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務または「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務（以下、「VAN業務等」という。）で登録されたコンテナで、入力された積載予定船舶コード及び航海番号及び積出港コード（積出港コードについては、入力がある場合に限る）が登録されている。~~おり、搬入先として入力された積出港に対応するCYが指定されている。~~

②~~入力された積出港に対応するCYにおいて~~「CY搬入確認登録（CYA）」業務が登録されているコンテナであるか、または~~入力された積出港に対応するCYにおいて~~「船積情報登録（CLR）」業務による積コンテナリスト提出処理により作成されたコンテナで、入力された積載予定船舶コード及び航海番号及び積出港コード（積出港コードについては、入力がある場合に限る）が登録されている。

③入力された積載予定船舶コード、積出港コード及び航海番号でCLR業務により船積処理がされている。

(b) 船積可能コンテナ一覧情報照会（照会種別コード：「B」）または積載船舶差異情報照会（照会種別コード：「D」）の場合は、CLR業務により船積処理がされていないコンテナである。（入力者が保税蔵置場または通関業、海貨業、NVOCC、輸出入者の場合を除く。）

(c) 「バンニング情報取消し（VAC）」業務、「CY搬入情報訂正（CYC）」業務または「船積確認登録（CCL）」業務で削除表示が設定されていないコンテナである。

(B) 個別条件

(a) 入力者が船会社の場合は、以下のいずれかの条件に該当するコンテナである。

①CLR業務による積コンテナリスト提出処理において、入力者がコンテナ管理者として登録されている。

②VAN業務等において、入力者を運航者とする積載予定船舶コードが搬入先として登録されている。

③VAN業務等において、入力者の船会社コードが登録されている。

(b) 入力者が船舶代理店の場合は、以下のいずれかの条件に該当するコンテナである。

①CLR業務による積コンテナリスト提出処理において、入力された船会社コードがコンテナ管理者として登録されている。

②VAN業務等において、入力された船会社コードを運航者とする積載予定船舶コードが搬入先として登録されている。

③VAN業務等において、入力された船会社コードが登録されている。

(c) 入力者がCYの場合は、以下のいずれかの条件に該当するコンテナである。

①入力者がCYA業務を登録している。

②入力者がCLR業務による積コンテナリスト提出処理により作成している。

(d) 入力者が保税蔵置場の場合は、以下のいずれかの条件に該当するコンテナである。

①入力者がVAN業務等を登録している。

②入力者の管理する保税地域でVAN業務等がされている。

(e) 入力者が通関業、海貨業、NVOCC、輸出入者の場合は、VAN業務等で登録したコンテナである。

(3) 出力情報出力処理

コンテナ情報DB及び船積管理DBより船積コンテナ情報照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(4) 注意喚起メッセージ出力処理

出力された情報の他に照会対象となる情報が存在する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
船積コンテナ情報照会情報 (コンテナ情報)	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する (1) 照会種別が「A」である (2) エラーである	入力者
船積コンテナ情報照会情報 (船積可能コンテナ一覧情報)	照会種別が「B」である場合	入力者
船積コンテナ情報照会情報 (船積管理情報)	照会種別が「C」である場合	入力者
船積コンテナ情報照会情報 (積載船舶差異情報)	照会種別が「D」である場合	入力者

7. 特記事項

積載船舶差異情報照会 (照会種別コード:「D」) の場合、コンテナ情報に関連付けされているすべての輸出・積戻し貨物が積載船舶差異の判定条件となるため、以下の貨物も積載船舶差異の状態であれば、差異表示が出力される。

- ①システム外搬入貨物
- ②「許可・承認等情報登録 (輸出通関) (PAE)」業務で「輸出等許可後の手作業移行 (PTS)」または「別送品輸出許可後の手作業移行 (UUS)」された貨物
- ③マニュアル許可済貨物